幼稚園支援教育事業
～ 利 用 の し お り ～

■目的

支援が必要な児童に対して担任以外に支援を行う職員を配置し、集団生活の中で安全に楽しく活動できるようにサポートする事業です。

■幼稚園支援教育事業とは

・担任と保護者が一緒に児童の支援の在り方について話し合い、指導計画を作成します。
・支援の必要な場面をサポートします（支援員は、常に１対１で対応しているわけではなく、クラス全体を見ながら、必要なときにサポートします。）。

■実施施設

町立第一幼稚園

■定員

最大６人

■実施期間

４月１日から翌年3月３１日まで

※4月1日時点で第一幼稚園に在籍することが条件であり、年度途中の入園に合わせた利用を予約することはできません。

※年度中に必要に応じて、児童の状態に基づいて支援の見直しを行う場合があります。このため、見直しの結果によっては、年度途中で支援を終了することがあります。

■受付期間

令和8年１１月9日（月）から２０日（金）まで

※この期間外に申し込むことは、原則としてできません。ただし、定員に満たない場合に限り、在園している児童の中から、園が適当と認める児童の追加申請を園経由で受け付けます。

■申請方法

オンラインによる受付
URL：https://logoform.jp/form/8bKw/1787012
こちらからもアクセスできます。→　→　→

■必要書類

支援を要する状況が分かる次の書類のうちのいずれか

・身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の写し
・疾病等に係る診断書又は医師の医学的な所見を確認できる書面の写し（心身の発達促進に支援が必要と見込まれることが分かるもの）
・発達検査の受検結果の写し

※添付書類が不明確な場合、再度の提出を求める場合があります。

（裏面もご覧ください）

■利用までの流れ

① 申請
オンラインで申請を行ってください（対象者は、第一幼稚園在籍児に限ります。）。
！！新規入園児の場合、この申請とは別に幼稚園入園の申込みが必要です！！

↓

② 試行保育
第一幼稚園へ保護者と児童にお越しいただき、児童の状態を確認させていただきます。

↓

③ 検討・審査
利用対象となるかの審査を行います。

↓

④ 決定
支援を利用できる場合、あるいは、却下又は定員漏れになる場合があります。

■注意事項

- この募集は、支援の対象児童となるかどうかの審査を行うことを希望するものであるため、新規入園児の場合、この手続とは別に、幼稚園への入園申込みが必要です。
- 令和８年度に本制度を利用されている在籍児であって、令和９年度も引き続き支援を希望する場合も、申込みが必要です。
- 要する支援の程度が重く、幼稚園における支援の中では安全に保育を行うことができず、専門機関での療育などが必要と思われる方は、この制度による入園をお断りすることがあります。
- この募集は、令和９年４月１日に幼稚園に在園されることを条件としており、令和９年度途中からの入園希望による利用予約はできません。
- 申込人数が定員を上回る場合、支援を要する程度の重い順に選抜します。このため、申込みをされた方の状態によっては、この制度による支援を受けられない場合があります。
- 年度中に、必要に応じて、児童の状態に基づき支援の見直しが行う場合があるため、その結果によっては、年度途中で支援が終了することがあります。

問合せ先
島本町教育委員会事務局 教育こども部 保育幼稚園課　　連絡先：075-962-7461